

(1) 常設仲裁裁判所の宇宙空間での活動に関する紛争の選択仲裁規則

(常設仲裁裁判所仲裁規則)

発効：2011年12月6日

導入

この規則は2010年の国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）仲裁規則を基に、以下の事項のために変更を加えたものである。

- (i) 国、国際組織及び民間団体による宇宙空間の利用に関する紛争であって、宇宙空間に関する部分を有するものの特性を反映すること。
- (ii) 国及び宇宙空間の利用に関する可能性がある紛争に関係する国際法の要素並びにこれらの紛争に係る適切な国際慣行を反映すること。
- (iii) ハーグ常設仲裁裁判所（PCA）事務局長及び国際事務局の役割を示すこと。
- (iv) 一人、三人又は五人によって構成される仲裁廷を選択する自由を当事者に提供すること。
- (v) この規則の第10条の仲裁人の特別リスト並びに第29条の科学的専門家及び技術専門家のリストの設置につき定めること。
- (vi) 秘密保護を確保するための手続の確立に関する提案をすること。

この規則は選択的なものであり、柔軟性及び当事者の自治を強調するものである。例えば、

- (i) この規則並びにPCA事務局長並びに国際事務局の役務は、国、国際組織及び民間団体による利用が可能である。
- (ii) この規則は、特に、宇宙空間の利用又は宇宙空間へのアクセスに関する多数国間合意の解釈又は適用に関する、2以上の当事国間における紛争に関連して用いることができる。

仲裁が技術的問題を扱う場合については、第27条が当事者が陳述書又は口頭弁論において提起しようとする科学的又は技術的な争点を要約し、又はその背景を説明する文書であって当事者が同意したものの仲裁廷への提出について規定している。

当事者が条約又は他の取決めに挿入可能な、将来起きうる紛争の仲裁について定めるモデル条項及び既に発生している紛争の仲裁のためのモデル条項が、この規則の附属書において掲げられている。

第1章 総則

第1条 適用範囲*

- 1 当事者が、当該当事者間の法的関係に関する紛争（契約上のものであるか否かを問わない。）を、常設仲裁裁判所の宇宙空間での活動に関する紛争の選択仲裁規則に基づく仲裁に付託することに合意した場合には、その紛争は、当事者が合意により変更を加えたときはその変更に従うことを条件として、この規則に従って解決される。当事者がこの規則による紛争解決に合意した場合、その紛争が宇宙空間に関する紛争として性質決定されることは要件ではない。
- 2 この規則による仲裁についての当事者の合意は、当該当事者が当該紛争に関して行使しうる裁判権からの免除の放棄とみなされる。仲裁判断の執行についての免除の放棄は明示的に表明されなければならない。
- 3 常設仲裁裁判所の国際事務局（以下、「国際事務局」という。）は、仲裁手続書類の登録所として機能し、事務局機能を提供する。

* 契約のためのモデル仲裁条項はこの規則の附属書に掲げられている。

第2条 通知及び期間の計算

- 1 通告、通信及び申出を含む通知は 伝達の記録を伴い又は可能にするいかなる通信手段によっても伝達される。
- 2 特にそのための住所が一方当事者によって指定され、又は仲裁廷によって承認された場合は、いかなる通知も当該住所において当該当事者に配達されなければならない、かつ、そこに配達されたときは受領されたとみなされる。ファクシミリ、電子メール等の電子的手段による配達は、そのように指定又は承認されたアドレスにのみすることができる。
- 3 このような指定又は承認がない場合は、通知は
 - (a) 名宛人に現実に配達されたときに受領されたこととなる。
 - (b) 名宛人の営業所、常居所又は配達場所に配達された時に受領されたものとみなす。
- 4 合理的な努力をしたにもかかわらず第2項又は第3項による配達ができない場合、通知が、書留郵便又は配達若しくは配達の試みを記録することができる他の方法によって名宛人の最後の営業所、常居所又は配達場所に宛てて発送されたときは、受領されたものとみなす。
- 5 通知は、第2項、第3項若しくは第4項に従って配達され、又は第4項に従って配達を試みられた日に受領されたものとみなす。電子的手段により送信された通知は発信された日に受領されたものとみなされる。ただし、仲裁付託通知が電子的手段により送信されたときは、名宛人の電子アドレスに到達した日に受領されたとみなされる。
- 6 この規則における期間は、通知が受領された日の翌日から起算する。期間の末日が名宛人の居所又は営業所における公休日又は非営業日である場合には、期間はそれに続く最初の営業日まで延長される。期間中の公休日又は非営業日は期間に算入される。

第3条 仲裁付託通知

- 1 仲裁付託を申し立てる当事者（以下、「申立人」という。）は、他方の当事者（以下、「被申立人」という。）及び国際事務局に対して仲裁付託通知をしなければならない。
- 2 仲裁手続は、仲裁付託通知が被申立人によって受領された日に開始したものとみなす。
- 3 仲裁付託通知には次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (a) 紛争を仲裁に付託することを求める旨の文言
 - (b) 当事者の氏名及び連絡先
 - (c) 援用する仲裁合意の特定
 - (d) 紛争の原因となり、又はそれと関係する規則、決定、合意、契約、協定、条約、組織又は機関の設立文書の特定
 - (e) 請求の概要、及び、金銭請求である場合には、請求金額
 - (f) 請求の趣旨
 - (g) 当事者間で事前に合意していないときは、仲裁人の数、言語及び仲裁地についての提案
- 4 仲裁付託通知には次に掲げる事項を記載することができる。
 - (a) 第8条第1項の単独仲裁人の選任についての提案
 - (b) 第9条又は第10条の仲裁人の選任の通知
- 5 仲裁廷の構成は、仲裁付託通知の要件充足に関するいかなる争いによっても妨げられないものとする。そのような争いは、仲裁廷によって判断されなければならない。

第4条 仲裁付託通知に対する回答

- 1 仲裁付託通知の受領から30日以内に、被申立人は次に掲げる事項を記載した回答書を申立人及び国際事務局に伝達しなければならない。
 - (a) 各被申立人の氏名及び連絡先
 - (b) 第3条第3項(c)ないし (g)に従って仲裁付託通知に記載された事項に対する答弁
- 2 仲裁付託通知に対する回答書には、次に掲げる事項もまた記載することができる。
 - (a) この規則に基づき構成される仲裁廷が管轄権を有しないとの主張
 - (b) 第8条第1項の単独仲裁人の選任についての提案
 - (c) 第9条又は第10条の仲裁人の選任の通知
 - (d) 反対請求の概要又は相殺のための請求、それらの請求が金銭請求である場合には請求金額、及び請求の趣旨
 - (e) 被申立人が申立人以外の仲裁合意の当事者に対して請求を行う場合は、第3条に従った仲裁付託通知
- 3 仲裁廷の構成は、被申立人による仲裁付託通知に対する回答書の伝達の失敗、又は仲裁付託通知に対する回答書の不備若しくは提出の遅延に関するいかなる争いによっても妨げられないものとする。そのような争いは、仲裁廷によって判断されなければならない。

第5条 代理及び補佐

当事者は、自己の選んだ者に代理又は補佐をさせることができる。代理人又は補佐人の氏名及び住所は、すべての当事者、国際事務局及び仲裁廷に伝達されなければならない。当該伝達は、選任が代理と補佐のどちらを目的としてされたかを明らかにしてしなければならない。ある者が当事者の代理人となる場合、仲裁廷は、いつでも、職権又は当事者の申立てにより、仲裁廷が定める形式による代理権限授与の証明を命じることができる。

第6条 仲裁人選任機関

- 1 PCA事務局長は仲裁人選任機関の業務を行う。
- 2 この規則に基づいて任務を行う権能を行使するにあたり、仲裁人選任機関は、必要とする情報をいずれの当事者及び仲裁人に対しても求めることができ、かつ、適当と考える方法によってその見解を提示する機会を当事者及び適当な場合には仲裁人に対して与えなければならない。仲裁人選任機関に対し、又は仲裁人選任機関からの当該伝達はすべて、送信者によって他のすべての当事者に対しても提供されなければならない。
- 3 仲裁人選任機関は独立性及び不偏性のある仲裁人の選任を保証するための考慮に留意し、当事者双方の国籍と異なる国籍を有する仲裁人を選任することが適当かどうかにかんがって配慮しなければならない。

第2章 仲裁廷の構成

第7条 仲裁人の数

- 1 当事者が事前に仲裁人の数について合意していない場合であって、被申立人が仲裁付託通知を受領した後30日以内に当事者が仲裁人を一人とする旨の合意をしないときは、三人の仲裁人が選任されるべきこととする。
- 2 第1項の規定にかかわらず、単独仲裁人を選任する旨の一方当事者の提案に対して、他の当事者が第1項に規定された期間内に回答せず、かつその当事者が第9条又は第10条に従って第二仲裁人を選任しない場合において、仲裁人選任機関は、一方当事者の申立てにより、事件の事情に鑑みて適当であると判断したときは、第8条第2項の手続により単独仲裁人を選任することができる。

第8条 仲裁人の選任

- 1 当事者が単独仲裁人を選任することに合意し、かつ単独仲裁人の選任の提案が他のすべての当事者に受領された後30日以内に当事者が合意に至らなかったときは、仲裁人選任機関が、当事者の申立てにより、単独仲裁人を選任する。
- 2 仲裁人選任機関はできる限り速やかに単独仲裁人を選任しなければならない。仲裁人選任機関は、選任にあたり、以下に定めるリスト方式を用いるものとする。ただし、当事者がリスト方式を用いるべきではないことを合意した場合又は仲裁人選任機関がその裁量に基づき当該事件についてはリスト方式によることが相当ではないと判断した場合には、この限りではない。
 - (a) 仲裁人選任機関は、各当事者に対し、少なくとも三人の氏名を記載した同一のリストを送付する。
 - (b) かかるリストの受領後15日以内に、各当事者は、反対する者の氏名を削除し、その余の者の氏名に優先順位に従った数字を付して、仲裁人選任機関に返送することができる。
 - (c) 前号の期間の経過後、仲裁人選任機関は、返送されたリストにおいて承認された者の中から両当事者が指定した優先順位に従って単独仲裁人を選任する。
 - (d) 理由のいかんを問わず、かかる手続に従って仲裁人の選任ができないときは、仲裁人選任機関は、その裁量により、単独仲裁人を選任することができる。

第9条 同前

- 1 三人の仲裁人を選任するときは、各当事者がそれぞれ一人の仲裁人を選任しなければならない。そのようにして選任された二人の仲裁人は、仲裁廷の長となる3人目の仲裁人を選任する。五人の仲裁人を選任するときは、当事者により選任された二人の仲裁人がその余の三人の仲裁人を選び、その三人の中から仲裁廷の長を指名しなければならない。
- 2 一方当事者による仲裁人の選任通知を受領した後30日以内に、他方当事者がその選任した仲裁人を通知しないときは、一方当事者は仲裁人選任機関に対し、2人目の仲裁人の選任を申し立てることができる。
- 3 2人目の仲裁人が選任された後30日以内に、二人の仲裁人がその余の仲裁人及び／又は仲裁廷の長の選任について合意しないときは、その余の仲裁人及び／又は仲裁廷の長は、仲裁人選任機関によって、第8条に基づいて単独仲裁人が選任されるのと同様の方法で選任されなければならない。

第10条 同前

- 1 第9条第1項の適用に際し、三人又は五人の仲裁人が選任される場合であって、かつ複数の当事者が申立人又は被申立人となっているときは、他の仲裁人選任方法を当事者が合意していない限り、申立人又は被申立人であるかにかかわらず、当該複数当事者は共同して一人の仲裁人を選任しなければならない。
- 2 仲裁廷が一人、三人又は五人以外の数の仲裁人によって構成されることを当事者が合意したときは、仲裁人は当事者が合意した方法に従って選任されなければならない。
- 3 この規則に基づく仲裁廷の構成ができなくなった場合、仲裁人選任機関は、当事者の申立てにより、仲裁廷を構成しなければならない。その際、仲裁人選任機関は、既になされたいかなる選任をも取り消し、各仲裁人を選任又は再選任し、かつそのうちの一人を仲裁廷の長に指名することができる。
- 4 この規則に従って仲裁人を選任する際に、当事者及び仲裁人選任機関はハーグの常設仲裁裁判所の構成員でない者を指名することができる。事務局長は、当事者を支援するために、この規則が対象とする紛争の主題について専門知識を有すると考えられる者のリストを提供するものとする。

第11条 仲裁人による開示及び仲裁人の忌避**

仲裁人として選任されうることにに関して打診を受けた者は、自己の不偏性及び独立性について正当な疑いを生じさせるようなあらゆる事情を開示しなければならない。仲裁人は、選任された後及び仲裁手続の進行中において、このような事情があるときは、既に通知していない限り、当事者及び他の仲裁人に対して遅滞なく開示しなければならない。

** 第11条に従った独立性のモデル陳述書はこの規則の附属書に掲げられている。

第12条 同前

- 1 仲裁人は、その不偏性及び独立性に正当な疑いを生じさせるような事情があるとき又は当事者が仲裁合意において合意した資格を有していないときは、忌避されうる。
- 2 当事者は、自己が選任した仲裁人については、選任後に知った事由に基づいてのみ、忌避することができる。
- 3 仲裁人が、任務を遂行せず又は法律上もしくは事実上任務を遂行することができないときは、第13条に定める仲裁人の忌避に関する手続を準用する。
- 4 三人又は五人の仲裁人からなる仲裁廷に仲裁人の一人が参加しない場合、当事者間に別段の合意がない限り、他の仲裁人は、当該仲裁人の不参加にかかわらず、その裁量によって仲裁手続を継続し、いかなる決定、命令又は仲裁判断をも行う権限を有する。一人の仲裁人が参加しないまま仲裁手続を継続するかどうか、又は決定、命令若しくは仲裁判断を行うかどうかを決定する際には、他の仲裁人は、当該仲裁手続の段階、不参加の仲裁人により不参加の理由が示されている場合は当該理由、その他事件の事情に鑑み適当と考えられる事項を考慮しなければならない。他の仲裁人が不参加の仲裁人を欠いたまま仲裁手続を継続しないことを決定したときは、仲裁廷は欠員を宣言し、第14条第2項により、補充仲裁人が第8条ないし第11条の規定に従って選任されなければならない。

第13条 同前

- 1 仲裁人を忌避しようとする当事者は、忌避する仲裁人の選任通知から30日以内、又は第11条及び第12条に定める事情が当該当事者に知らされてから30日以内に、忌避の申立てを送付しなければならない。
- 2 忌避の申立ては、他のすべての当事者、忌避の申立てを受けた仲裁人及び他の仲裁人に伝達されなければならない。忌避の申立てには忌避の理由を記載しなければならない。
- 3 一方当事者が、仲裁人に対する忌避申立てをした場合、当事者全員がかかる忌避申立てに同意することができる。また、仲裁人はまた、忌避を申し立てられた後に辞任することができる。いずれの場合も、それによって忌避の申立てに理由があるものと解されてはならない。
- 4 忌避が申し立てられた日から15日以内に当事者全員が当該忌避に合意しないとき、又は忌避を申し立てられた仲裁人が辞任しないときは、忌避を申し立てた当事者は忌避についての決定を求めることができる。この場合、かかる当事者は、忌避が申し立てられた日から30日以内に、仲裁人選任機関による当該忌避の申立てについての決定を求めなければならない。

第14条 仲裁人の交替

- 1 仲裁手続中に仲裁人を交替させなければならない場合は、第2項の規定に従うことを条件として、補充仲裁人を第8条ないし第11条の定める仲裁人の選任手続であって免ぜられた仲裁人の選任に適用された手続により選任しなければならない。かかる手続は、免ぜられる仲裁人の選任において、一方当事者が選任権を行使しなかったとき又は当該選任に参加しなかったときにも適用される。
- 2 仲裁人選任機関は、当事者の申立てにより、事件の特段の事情に基づき代替仲裁人の選任権を一方当事者に与えないことが正当であると判断したときは、当事者及び残りの仲裁人に意見表明の機会を与えた後、代替仲裁人を選任することができる。

第15条 仲裁人の交替における口頭審理の繰り返し

仲裁人が交替したときは、仲裁廷が別段の決定をしない限り、免ぜられた仲裁人が任務の遂行をしなくなった時点から仲裁手続を再開する。

第16条 免責

当事者は、適用される法において可能な限り、仲裁人又は仲裁廷により選任された者に対する仲裁に関する作為又は不作為に基づく請求権を放棄する。

第3章 仲裁手続

第17条 一般規定

- 1 この規則の適用を条件として、仲裁廷は適当と認める方法で仲裁を行うことができる。ただし、当事者は平等に扱われ、各当事者は仲裁手続において、その主張を行う合理的な機会を与えられなければならない。仲裁廷は、裁量権の行使に際して、無用の遅延及び支出を避け、当事者の紛争を解決するための公平かつ効率的な仲裁手続を実施するようにしなければならない。
- 2 仲裁廷は、その構成後速やかに、当事者の意見を求めたうえで、仲裁手続の予定を立てなければならない。仲裁廷は、いつでも当事者の意見を求めたうえで、この規則が定める期間又は当事者の合意による期間を延長又は短縮することができる。
- 3 仲裁廷は、仲裁手続の適当な段階で当事者の申立てがあるときは、証人（鑑定証人を含む。）による証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理をしなければならない。当事者からの申立てがない場合、仲裁廷は、口頭審理を行うか又は仲裁手続を文書その他の資料に基づいて進めるかを決定しなければならない。
- 4 一方の当事者による仲裁廷への伝達はすべて当該当事者によって他方の当事者及び国際事務局にも伝達されなければならない。かかる伝達は、適用される法において許される場合に仲裁廷が異なる取り扱いを認めない限り、同時にされなければならない。
- 5 仲裁廷は、当事者の申立てにより、仲裁合意の当事者である一人又は複数の第三者を当事者として仲裁に参加させることができる。ただし、仲裁廷が、参加しようとする第三者を含む当事者全員の意見を聴く機会を設けたうえで、かかる参加がいずれかの当事者の不利益となると判断したときはこの限りでない。仲裁廷は、仲裁に関与する者全員のために、一つ又は複数の仲裁判断を下すことができる。
- 6 当事者は、仲裁廷に対し、自ら提供する情報又は提供を求められた情報（仲裁廷により選任された鑑定人に提供する情報を含む。）の秘密保護を求めるときは、かかる情報が秘密であると考えられる理由を記載し、他の当事者及び国際事務局に対する写しを添えて、当該情報を秘密と指定するように申し立てることができる。
- 7 仲裁廷は、当該情報が秘密として指定されるべきか否か及び仲裁手続において特別な保護措置をとらないことが秘密保護を求める当事者を害するか否かを決定しなければならない。仲裁廷は、かかる決定をしたとき、当該秘密情報の全部又は一部を開示する条件及び開示を受ける者を決定し、書面により当事者及び国際事務局に通知しなければならない。かつ、秘密情報の開示を受ける者に対して適当な秘密保持契約に署名することを命じなければならない。
- 8 仲裁廷は、当事者の申立て又は職権により、秘密情報源でない当事者及び仲裁廷に対して秘密情報を開示することなく、仲裁廷が指定した事項に関する秘密情報について仲裁廷に報告させるために、第29条に従って秘密アドバイザーを鑑定人として選任することができる。

第18条 仲裁地

- 1 当事者が仲裁地について事前に合意していないときは、仲裁廷が事件の事情を考慮して、仲裁地を決定する。仲裁判断は、仲裁地においてされたものとみなす。
- 2 仲裁廷は、評議のために適当と認めるいかなる場所においても手続を行うことができる。当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁廷は、陳述の聴取その他の目的のためにもまた、適当と認めるいかなる場所においても手続を行うことができる。

第19条 言語

- 1 当事者間の合意に従うことを条件として、仲裁廷は選任後速やかに、仲裁手続に用いられるべき一又は複数の言語を決定しなければならない。かかる決定は、仲裁申立書、答弁書及びその他の書面による陳述、並びに口頭審理が行われるときは、口頭審理において用いられる言語に適用される。
- 2 仲裁廷は、仲裁申立書又は答弁書に添付された書面及び仲裁手続中に提出された書面又は書証であって原語を用いているものにつき、当事者が合意し、又は仲裁廷が決定する一又は複数の言語への翻訳に付すべき旨を命じることができる。

第20条 仲裁申立書

- 1 申立人は、仲裁廷が決定した期間内に、仲裁の申立を書面により被申立人、国際事務局及び各仲裁人に対して伝達しなければならない。申立人は、第3条の仲裁付託通知が第2項ないし第4項の要件を満たす場合、その仲裁付託通知を仲裁申立書として扱うことができる。
- 2 仲裁申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (a) 当事者の氏名及び連絡先
 - (b) 自己の請求を裏付ける事実
 - (c) 争点
 - (d) 請求の趣旨
 - (e) 請求を裏付ける法的根拠又は議論
- 3 紛争の原因となり、又はそれと関係する規則、決定、合意、契約、協定、条約、組織又は機関の設立文書及び仲裁合意の写しは、仲裁申立書に添付されなければならない。
- 4 仲裁申立書には、可能な限り、申立人が依拠するすべての文書その他の証拠を添付し、又はそれらへの言及を含まなければならない。

第21条 答弁書

- 1 被申立人は、仲裁廷が決定した期間内に、答弁の陳述を書面により申立人、国際事務局及び各仲裁人に対して伝達しなければならない。被申立人は、仲裁付託通知に対する回答が第2項の要件を満たす場合には、第4条に規定される仲裁付託通知に対する回答書を答弁書として扱うことができる。
- 2 答弁書においては、仲裁申立書の記載事項(b)ないし(e)（第20条第2項）に対する答弁をしなければならない。答弁書には、可能な限り、被申立人が依拠するすべての文書及び他の証拠を添付し、又はそれらへの言及を含まなければならない。
- 3 被申立人は、仲裁廷が管轄権を有する限り、答弁書において、又は仲裁廷が遅延に正当な理由があると認めるときは仲裁手続の後の段階で、反対請求又は相殺のための請求をすることができる。
- 4 反対請求、第4条第2項(e)に基づく請求及び相殺のための請求には、第20条第2項ないし第4項の規定を準用する。

第22条 申立又は答弁の修正

いずれの当事者も、仲裁廷が、その時機に遅れたこと、他方の当事者の利益を害すること又はその他の事情に鑑み、修正又は補完を許すことが不相当であると認める場合を除き、仲裁手続が行われている間、自己の申立又は答弁（反対請求又は相殺のための請求を含む。）を修正又は補完することができる。ただし、申立て又は答弁（反対請求又は相殺のための請求を含む。）の修正又は補完は、かかる修正又は補完が仲裁廷の管轄の範囲を超える場合にはすることができない。

第23条 仲裁廷の管轄に関する主張

- 1 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関するいかなる異議に対する決定を含む、自己の管轄に関する決定をする権限を有する。この場合、契約の一部を構成する仲裁条項は、契約の他の条項から独立した合意として扱われる。契約を無効とする仲裁廷の決定は、法律上当然に仲裁条項を無効とするものではない。
- 2 仲裁廷が管轄を有しないと主張は、答弁の提出前、又は反対請求並びに相殺のための請求に関しては反対請求及び相殺のための請求に対する答弁の提出前にしなければならない。当事者は、仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任に関与したとの事実によって、かかる主張をすることを妨げられない。仲裁廷がその権限の範囲を超えているとの主張は、その権限の範囲外であると主張される事項が仲裁手続の進行中に提起された後、速やかに行われなければならない。仲裁廷は、いずれの場合にも、遅延に正当な理由があると認めるときは、時機に遅れた主張を許すことができる。
- 3 仲裁廷は、第2項に定める主張について、先決問題として又は本案に関する判断において決定することができる。仲裁廷は、管轄権に対する異議申立に係る事件が裁判所に係属する場合であっても、仲裁手続を続行し、仲裁判断をすることができる。

第24条 追加の陳述書

仲裁廷は、仲裁申立書及び答弁書のほか、どのような追加の陳述書につき当事者に提出を命じ、又は当事者からの提出を認めるかを決定し、かつ、かかる追加の陳述書を伝達するための期間を決定しなければならない。

第25条 期間

仲裁廷が定める陳述書（申立書及び答弁の陳述書を含む。）を伝達するための期間は、45日を超えてはならない。ただし、仲裁廷は、相当と認めるときは、かかる期間を延長することができる。

第26条 暫定保全措置

- 1 仲裁廷は、当事者の申立てにより、暫定保全措置を命じることができる。
- 2 暫定保全措置は、紛争の終局的な判断となる仲裁判断が下される前のいずれかの時点において仲裁廷が当事者に命ずる一時的な措置であって、以下が例であるが、これらに限られない。
 - (a) 紛争についての決定があるまでの間、現状を維持し又は原状を回復すること
 - (b) (i) 現在の若しくは急迫した侵害、又は(ii) 仲裁手続を害する行為を予防し又は差し止めること
 - (c) その後に下される仲裁判断に基づく弁済をするための財産を保全すること
 - (d) 紛争解決に関連し、かつ不可欠な証拠を保全すること
- 3 第2項(a)ないし(c)の暫定保全措置を申し立てる当事者は、仲裁廷に次のことを示さなければならない。
 - (a) 暫定保全措置が命じられなかった場合には、損害賠償を命ずる仲裁判断では適切に回復することができない損害が生じ、かつかかる損害が暫定保全措置の対象となる当事者に生じうる損害よりも十分に大きいこと
 - (b) 暫定保全措置を申し立てている当事者の本案請求が認められる相当な可能性があること。かかる可能性についての判断は、仲裁廷のその後の判断についての裁量権限に影響しない。
- 4 第2項(d)に基づく暫定保全措置の申立てに関しては、第3項(a)及び(b)の要件は仲裁廷が適当と認める限度でのみ適用される。
- 5 仲裁廷は、いずれかの当事者からの申立てにより、又は特段の事情がありかつ当事者にあらかじめ通知をしたときは職権によって、その命じた暫定保全措置を変更、停止又は終了させることができる。
- 6 仲裁廷は、暫定保全措置を申し立てる当事者に対し、かかる措置に関して相当の担保を提供することを求めることができる。

- 7 仲裁廷は、暫定保全措置が申し立てられ、又は暫定保全措置が命じられる根拠となった事情に重大な変化があったときは、それを速やかに開示するよう当事者に求めることができる。
- 8 暫定保全措置を申し立てる当事者は、その後、仲裁廷が当時の事情においてかかる措置を命じるべきではなかったことを決定したときは、かかる措置によっていずれかの当事者に生じた費用及び損害に対して責任を負う。仲裁廷は、仲裁手続中のいかなる時点でも、かかる費用及び損害の支払いを命ずることができる。
- 9 司法当局に対する当事者の暫定保全措置の申立ては、仲裁付与の合意と矛盾し、又はかかる合意を放棄するものとみなされてはならない。

第27条 証拠

- 1 当事者は、その請求又は抗弁の根拠となる事実を立証する責任を負う。
- 2 仲裁の一方当事者又は一方当事者に関係する者であるかどうかを問わず、いかなる者であっても、事実又は専門的知見に関する争点について、仲裁廷に対して証言するために当事者が出席させる証人（鑑定証人を含む。）となることができる。証人（鑑定証人を含む。）の陳述は、仲裁廷が特段の指示をしない限り、署名した書面によりすることができる。
- 3 仲裁廷は、当事者に対し、仲裁手続中のいつでも、仲裁廷が定める期間内に、文書、図面その他の証拠を提出するよう求めることができる。
- 4 仲裁廷は、当事者に対し、仲裁廷が紛争に係る事項を完全に理解するために必要であると認める科学的、技術的又はその他の専門的な情報を要約し、背景を説明する非技術的文書を共同で又は各自提出するよう求めることができる。
- 5 仲裁廷は、提出された証拠の許容性、関連性、重要性及び証明力について決定する。

第28条 口頭審理

- 1 口頭審理を行う場合には、仲裁廷は、当事者に、口頭審理の期日、時間及び場所について適切な事前の通知をしなければならない。
- 2 証人（鑑定証人を含む。）は、仲裁廷が定めた方法により聴取され、仲裁廷の定めた条件により審理される。
- 3 当事者が別段の合意をしていない限り、口頭審理は非公開とする。仲裁廷は、証人が証言している間、他の証人（鑑定証人を含む。）の退席を求めることができる。ただし、証人（鑑定証人を含む。）が仲裁の一方当事者であるときは、原則として退席を求められないものとする。
- 4 仲裁廷は、証人（鑑定証人を含む。）について、口頭審理への現実の出席を要しない電気通信手段による尋問を命ずることができる。

第29条 仲裁廷による鑑定人の選任

- 1 仲裁廷は、当事者と協議したうえで、一人又は複数の鑑定人を選任し、仲裁廷が判断すべき特定の争点に係る書面による報告をさせることができる。仲裁廷が定めた鑑定人への委託事項は、当事者に伝達されなければならない。
- 2 鑑定人は、原則として選任を受諾する前に、仲裁廷及び当事者に自己の資格の概要並びに不偏性及び独立性の陳述書を提出しなければならない。当事者は、仲裁廷が命じる期間内に、仲裁廷に対し、鑑定人の資格、不偏性及び独立性への異議の有無を通知しなければならない。仲裁廷は、かかる異議を認めるかどうかについて速やかに決定しなければならない。
- 3 当事者は、鑑定人の選任後は、意義が選任後に知った事由に基づく場合に限り、鑑定人の資格、不偏性及び独立性に対する異議を申し立てることができる。仲裁廷は、必要と認めるときは、どのような措置を講じるかを速やかに決定しなければならない。
- 4 当事者は、第17条第6項ないし第8項の秘密保護の規定に従うことを条件として、鑑定人に対し、関連する情報を提供し、又は鑑定人が求める関連する文書若しくは物品を見分のために提出しなければならない。鑑定人が求める情報又は提出物の関連性に関する当事者と鑑定人との間の争いは、仲裁廷による決定に付すものとする。

- 5 仲裁廷は、鑑定人の報告書を受領した後、当事者に報告書の写しを伝達し、報告書に対して書面で意見を表明する機会を与えなければならない。当事者は、第17条第6項及び第7項に従うことを条件として、鑑定人がその報告書において依拠するいかなる文書をも取り調べる権利を有する。
- 6 当事者の申立てにより、鑑定人は、報告書の提出後、当事者が出席し、質問する機会を有する口頭審理において陳述を聴取されることがある。かかる口頭審理において、当事者は、争点につき陳述をさせるために鑑定証人を出席させることができる。第28条の規定はかかる手続に準用する。
- 7 事務局長は、この規則が適用される事項に係る科学的又は技術的事項について専門的知識を有する者を記載した参考リストを提供する。仲裁廷は、第1項に従って一人又は複数の鑑定人を選任する際に、その選択範囲を当該リストに記載された鑑定人に限ってはならない。

第30条 懈怠

- 1 この規則又は仲裁廷が定める期間内に、十分な理由を示すことなく、
 - (a) 申立人が仲裁申立書を提出しない場合、仲裁廷は、決定することが相当と認める事項が残されていて、かつ仲裁廷がそれにつき決定することを適当と認めない限り、仲裁手続の終了を命じなければならない。
 - (b) 被申立人が仲裁付託通知への回答書又は答弁書を提出しない場合、仲裁廷は、その懈怠によって申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、手続の続行を命じなければならない。この号の定めは、申立人が反対請求又は相殺のための請求に対する答弁書を提出しなかった場合に準用する。
- 2 いずれかの当事者が、この規則に従い適当な通知を受けたにもかかわらず十分な理由を示すことなく口頭審理に出席しないときは、仲裁廷は手続を継続することができる。
- 3 いずれかの当事者が、仲裁廷により適当に文書、物品その他の証拠の提出を求められたにもかかわらず、十分な理由を示すことなく定められた期間内に提出しないときは、仲裁廷は提出されている証拠に基づいて仲裁判断をすることができる。

第31条 口頭審理の終結

- 1 仲裁廷は、当事者に対し証拠の提出、証人の陳述の聴取又は主張の提出の有無について照会し、いずれもないときは、口頭審理の終結を宣言することができる。
- 2 仲裁廷は、特段の事情により必要があると認めるときは、職権又は当事者の申立てにより、仲裁判断を下す前であればいつでも口頭審理を再開することができる。

第32条 異議権の放棄

この規則又は仲裁合意の条件が遵守されていないことに対して当事者が速やかに異議を述べないときは、異議を述べなかったことを相当とする事情を示さない限り、かかる当事者は異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

第4章 仲裁判断

第33条 決定

- 1 複数の仲裁人がいる場合には、仲裁判断又はその他の仲裁廷の決定は、仲裁人の過半数による。
- 2 手続上の事項について、過半数が成立しない場合又は仲裁廷の委任がある場合は、仲裁廷の長が、仲裁廷による変更が可能であることを条件として単独で決定することができる。

第34条 仲裁判断の形式及び効力

- 1 仲裁廷は、異なる事項について、異なる時期に個別の判断をすることができる。
- 2 仲裁判断は書面によるものとし、終局的であり当事者を拘束する。当事者は、いかなる仲裁判断も遅滞なく履行しなければならない。
- 3 仲裁廷は、仲裁判断の根拠となった理由を記載しなければならない。ただし、当事者が理由の記載を要しない旨を合意している場合はこの限りではない。
- 4 仲裁判断には、仲裁人が署名し、作成の年月日及び仲裁地の記載をしなければならない。複数の仲裁人がいる場合に、いずれかの仲裁人の署名がないときは、仲裁判断にその理由を記載しなければならない。

- 5 仲裁判断は、すべての当事者の同意がある場合に、又は法的権利の保護若しくは実現又は裁判所若しくは他の権限ある当局における法的手続に関し当事者の法的義務として開示しなければならない場合は、その限度で公開することができる。
- 6 仲裁人が署名した仲裁判断の写しは、国際事務局により当事者に伝達されなければならない。
- 7 個別意見又は反対意見を記載する場合は、書面により、かつ反対する仲裁人が署名してするものとする。

第35条 準拠法・友誼的仲裁人

- 1 仲裁廷は、当事者が紛争の実体に適用されるものとして指定した法又は法の規範に従って紛争を解決しなければならない。当事者による指定がないときは、仲裁廷は、適切と認める国内法及び／又は国際法上の法又は法の規範を適用しなければならない。
- 2 仲裁廷は、当事者が明示的に求めるときに限り、友誼的仲裁人として又は衡平と善により判断するものとする。
- 3 いかなる場合にも、仲裁廷は契約の条項に従って決定しなければならず、取引に適用される慣行を考慮しなければならない。

第36条 和解又はその他の終了事由

- 1 仲裁判断がされる前に当事者が紛争についての和解に合意した場合は、仲裁手続の終了を命じ、又は当事者の申立てを仲裁廷が認めるときは和解を合意に基づく仲裁判断の形式によって記録しなければならない。仲裁廷は、かかる仲裁判断には、理由を付すことを要しない。
- 2 仲裁判断がされる前に第1項に掲げる事由以外の事由により仲裁手続の続行が不要又は不可能となったときは、仲裁廷は、仲裁手続の終了を命じる意図があることを当事者に伝達しなければならない。仲裁廷は、決定を必要とする事項であって、かつ仲裁廷がそれにつき決定することを相当と認めるものが残されている場合を除き、仲裁手続の終了を命じる権限を有する。
- 3 仲裁廷は、仲裁手続終了の命令又は合意に基づく仲裁判断の写しに仲裁人が署名したものを当事者に伝達しなければならない。合意に基づく仲裁判断が作成される場合には、第34条第2項、第4項及び第5項を準用する。

第37条 仲裁判断の解釈

- 1 一方の当事者は、仲裁判断受領の後30日以内に、他の当事者及び国際事務局に通知して、仲裁廷に対し仲裁判断の解釈を求める申立てをすることができる。
- 2 仲裁判断の解釈は、申立て受領の後45日以内に書面により示さなければならない。かかる解釈は判断の一部となり、これに第34条第2項ないし第6項の規定を準用する。

第38条 仲裁判断の訂正

- 1 一方の当事者は、仲裁判断受領の後30日以内に、他の当事者及び国際事務局に通知して、仲裁廷に対し判断に存する計算間違い、誤記若しくは誤植、又はこれらに類する誤りの訂正を申し立てることができる。仲裁廷は、かかる申立てを正当と認めるときは、申立の受領後45日以内に訂正をしなければならない。
- 2 仲裁廷は、判断伝達の後30日以内に、かかる訂正を職権ですることができる。
- 3 かかる訂正は書面によってされ、判断の一部となるものとする。第34条第2項ないし第6項の規定は、これに準用する。

第39条 追加仲裁判断

- 1 一方の当事者は、仲裁手続の終了命令又は仲裁判断の受領の後30日以内に、他の当事者及び国際事務局に通知して、仲裁廷に対し、仲裁手続において申し立てられたにもかかわらず仲裁廷が判断しなかった請求について、仲裁判断又は追加仲裁判断を求める申立てをすることができる。
- 2 仲裁廷は、仲裁判断又は追加仲裁判断の申立てを正当と認めるときは、申立受領の後60日以内に仲裁判断を下し、又は追完しなければならない。仲裁廷は、必要な場合には、仲裁判断をするための期間を延長することができる。
- 3 かかる仲裁判断又は追加仲裁判断をする場合には、第34条第2項ないし第6項の規定を準用する。

第40条 費用の定義

- 1 仲裁廷は、終局の仲裁判断及び相当と認めたときは別の決定において、仲裁の費用を定めなければならない。
- 2 「費用」には、以下のもののみを含むこととする。
 - (a) 各仲裁人につき別個に計算され、第41条に従って仲裁廷が定める仲裁廷の手数料
 - (b) 仲裁人が負担した合理的な旅費及びその他の経費
 - (c) 仲裁廷が必要とした鑑定人の助言及びその他の支援についての合理的な費用
 - (d) 証人の合理的な旅費及びその他の経費のうち、仲裁廷が承認した範囲のもの
 - (e) 当事者が負担した仲裁に関連する法的費用及びその他の費用のうち、仲裁廷が合理的な額と決定した範囲のもの
 - (f) 国際事務局の手数料及び経費（仲裁人選任機関としての手数料及び経費を含む。）
- 3 仲裁廷は、第37条ないし第39条に基づく仲裁判断の解釈、訂正又は追完に関し、第2項(b)ないし(f)に定める費用を請求することができるが、手数料を追加してはならない。

第41条 仲裁人の手数料及び費用

- 1 仲裁人の手数料及び費用は、紛争における請求金額、紛争主題の複雑さ、仲裁人が費やした時間及びその他の当該事件の事情を考慮して合理的な金額でなければならない。
- 2 仲裁廷は、仲裁廷の構成後速やかに、仲裁廷が適用しようとする料率を含め、仲裁廷が手数料及び費用を決定する方法の提案を通知しなければならない。いずれの当事者も、かかる提案の受領後15日以内に、提案を仲裁人選任機関に照会し、審査させることができる。かかる照会の受領後45日以内に、仲裁人選任機関が、仲裁廷の提案が第1項に反すると認めたときは、仲裁人選任機関は必要な修正を行わなければならない。かかる修正は仲裁廷を拘束する。
- 3
 - (a) 仲裁廷は、第40条第2項(a)及び(b)に従って確定された仲裁人の手数料及び費用を当事者に知らせるにあたり、当該金額の計算の方法についても説明しなければならない。
 - (b) いずれの当事者も、仲裁廷の手数料及び費用に関する決定の受領後15日以内に、かかる決定を仲裁人選任機関に照会し、審査させることができる。
 - (c) 仲裁人選任機関が、仲裁廷の決定が第2項に基づく仲裁廷の提案（及びそれに対する修正）に反し、又は他の理由により著しく過大であると認めたときは、仲裁人選任機関は、かかる照会の受領後45日以内に、仲裁廷の決定に対する第1項の条件を満たすために必要な修正をしなければならない。かかる修正は仲裁廷を拘束する。
 - (d) かかる修正は、仲裁廷によって仲裁判断に含められなければならないが、既に仲裁判断がされているときは、仲裁判断の訂正によって履行されなければならない。仲裁判断の訂正には第38条第3項の手続を適用する。
- 4 第2項及び第3項に基づく手続の進行中、仲裁廷は第17条第1項に従って仲裁手続を続行しなければならない。
- 5 第3項に基づく照会は、仲裁判断における仲裁廷の手数料及び費用以外の決定に影響しないものとする。仲裁廷の手数料及び費用の決定に関連する部分以外の仲裁判断の承認及び執行もまた、それによって遅滞してはならない。

第42条 仲裁費用の負担

- 1 仲裁費用は、主張が認められなかった当事者が負担するものとする。ただし、仲裁廷は、事件の事情を考慮して、当事者間で費用を分担することが相当であると判断したときは、費用の分担を定めることができる。
- 2 仲裁廷は、終局的な仲裁判断又は適当とみなした場合は他の判断において、費用の分担の決定により一方当事者が他の当事者に対して支払わなければならない額を決定するものとする。

第43条 仲裁費用の予納

- 1 国際事務局は、仲裁の開始後、当事者に対し、第40条第2項(a)、(b)、(c)及び(f)に定める費用に相当する額を前払いとして予納するよう求めることができる。この条第1項及び第2項に従った当事者の予納金は、全額国際事務局に納付され、国際事務局により仲裁人、仲裁人選任機関及び国際事務局の手数料等を含むそのための費用として支出するものとする。
- 2 暫定保全措置の費用の担保は、国際事務局に納付され、仲裁廷の命令により国際事務局によって支出されなければならない。
- 3 国際事務局は、仲裁手続の進行中、当事者に追加予納金を求めることができる。
- 4 当事者が、請求の受領後60日以内に、請求された予納金の全額を納付しないときは、国際事務局は、当事者に全額の納付がされていないことを通知し、一又は複数の当事者が請求された納付をすることができるようにしなければならない。かかる納付がされないときは、仲裁廷は仲裁手続の停止又は終了を命じることができる。
- 5 国際事務局は、手続を終了する命令又は終局的な仲裁判断がされた後、当事者に対し、受領した予納金についての会計報告をし、生じた残余を返還しなければならない。

附属書

モデル仲裁条項

この契約から発生し、若しくはこれに関連する紛争、争い、請求又はこの契約の違反、終了若しくは無効は、常設仲裁裁判所の宇宙空間での活動に関する紛争の選択仲裁規則に従った仲裁により解決されなければならない。

注一当事者は以下の事項の追加を検討すべきである：

- (a) 仲裁人の数は…（一人、三人又は五人）とする。
- (b) 仲裁地は…（都市及び国）とする。
- (c) 仲裁手続に用いられる言語は…とする。

請求権放棄の陳述例

注一当事者が、適用される法に基づいて行使しうる請求権であって仲裁判断に反するものを除外したい場合は、以下に示す効力を有する条項を追加することが考えられる。ただし、かかる免責の効力及び条件は適用される法によることを考慮しなければならない。

請求権放棄：当事者は、裁判所又は他の権限ある当局に対し仲裁判断に反して行使しうるあらゆる請求権を、適用される法の下でかかる権利の放棄が有効である限度において、放棄する。

この規則第11条に従った独立性のモデル陳述書

開示する事情が存在しない場合：私は各当事者に対し不偏かつ独立であり、そうあり続けるよう努める。私の知る限り、過去又は現在において、私の不偏性又は独立性について正当な疑いを生じさせるような事情は存在しない。私は、この仲裁手続の進行中にかかる事情に気づいた場合は、当事者及び他の仲裁人に速やかに通知する。

開示する事情が存在する場合：私は各当事者に対し不偏かつ独立であり、そうあり続けるよう努める。添付書面は、常設仲裁裁判所の宇宙空間での活動に関する紛争の選択仲裁規則第11条に基づき作成された(a)過去及び現在における私の当事者との職業上、事業上及びその他の関係、及び(b)その他の関連事情についての陳述である。〔陳述の挿入〕私は、かかる事情が私の不偏性及び独立性に影響を与えないことを確認する。私は、この仲裁手続の進行中に、これに加えて当事者との関係や関連事情に気づいた場合は、当事者及び他の仲裁人に速やかに通知する。

注一当事者は、仲裁人からの独立性の陳述に以下の追加を求めることが考えられる。

私は、私が現在利用できる情報に基づいて、この仲裁手続を熱心に、効率的にかつこの規則に定める期間に従って実施するために必要な時間を費やすことを確認する。